

サンディエゴ統一学区
特別支援教育課
ユージーン・ブルッカー教育センター
4100 Normal Street • Annex 6 • San Diego, CA 92103 • (619) 725-7700

手続き上の保護措置に関する通知書

目次

	<u>ページ</u>
はじめに.....	2
通知、同意、査定、参加およびアクセス.....	2
<u>事前通知書</u>	2
<u>手続き上の保護措置に関する通知書の送付を受ける権利</u>	2
<u>親権者の同意</u>	3
同意の無効化.....	3
代理親権者.....	3
成年.....	3
<u>親権者の参加</u>	4
<u>査定</u>	4
無差別査定.....	4
査定計画.....	4
教育に関する独立査定.....	4
<u>教育記録へのアクセス</u>	4
紛争の解決方法.....	5
<u>適正手続きの権利</u>	5
調停.....	5
適正な聴聞手続き.....	5
適正な不服申し立て手続きの届出.....	6
弁護士費用.....	6
適正手続き調査中の児童の就学先について.....	7
障害を持つ生徒に対する校則と就学先選定の手順.....	7
<u>一時的な代替教育環境（IAES）への就学</u>	7
私立学校生徒.....	7
<u>一方的な親権者による非公立学校または私立学校への就学選定</u>	7
非公立学校へ通う生徒の観察.....	8
償還金額が減額あるいは拒否される場合.....	8
学区への通知.....	8
<u>聾唖生徒のための公立学校情報</u>	8
追加情報.....	9

手続き上の保護措置に関する通知書

はじめに

この通知書は、2004年個別障害者教育法（Individuals with Disabilities Education Act、以下、IDEA）の規定に従い、手続き上の保護措置に関する情報をお知らせするものです。また、この通知書は、当該権利が付与される18歳の年齢に達した生徒の方々にも提供されます。本書は、3歳から21歳の障害を持つ児童の親権者、法的後見人、および代理親権者の方々へ、手続き上の保護措置とも呼ばれる、教育上の権利を概説します。本書全般で用いられる「学区」とは、児童に特別教育プログラムを提供する責任を負う公共教育機関を意味します。「査定」とは、評価を意味します。

IDEAは、学区に対して障害を持つ児童に無料で適切な公教育（free appropriate public education、以下、FAPE）の提供を要求する連邦法です。FAPEとは、個別教育プログラム（individualized education program、以下、IEP）にあるように、公的監視下において児童に無料で提供される特別教育および関連サービスを意味します。

あなたが児童の教育に不安がある場合、担任の教師または管理者に電話や問い合わせをし、児童のことや、あなたが把握している問題について相談をすることが重要です。あなたの学区、または特別教育地域計画区域（special education local plan area、以下、SELPA）の担当者は、児童の教育、あなたの権利、および手続き上の保護措置に関する質問に回答することが可能です。心配なことがある方は、問題を解決し、オープンなやり取りができることが多い、このような非公式の相談窓口をご活用ください。本書の最後には、手続き上の保護措置のよりよく理解するための資料リストが記載されています。

通知、同意、査定、参加およびアクセス

事前通知書

あなたには、児童が受ける特別教育に影響を及ぼすような決定を学区が実施する前に、学区から書面による通知を受ける権利があります。学区は、あなたが書面により評価を要求する場合、その要求から15日以内に、児童の評価案または査定計画を連絡する必要があります。この通知は、できる限りあなたの母国語で作成される、あるいは他の伝達方法により、理解可能なものでなければなりません。

この通知は、次のような措置を学区が提案あるいは拒否する場合に提供されます。

- 児童に障害があることを認定する、または児童の障害が変わり、資格要件を変更する場合。
- 児童の特別教育ニーズを査定する場合。
- 児童の評価または再評価を行う場合。
- 児童の就学先を特別教育プログラムとする場合。
- 児童の就学先である特別教育プログラムを変更する場合。
- 児童にFAPEを提供する、または児童のFAPEの構成を変更する場合。
- あなたが書面での同意を無効とし、特別教育サービスの提供を停止する場合。

事前通知書には、次の内容が含まれている必要があります。

- 学区が提案する、あるいは拒否する措置の説明。
- そのような措置を提案する、あるいは拒否する理由。
- 他に検討した選択肢と、それらが拒否された理由。
- 措置の提案あるいは拒否の基準となった、各査定手順、試験、記録、または報告に関する説明。
- 提案あるいは拒否された措置に関連する他の要因の説明。
- 障害のある児童の親権者は、手続き上の保護措置により保護されている旨の文面。
- この通知書の条項の理解を支援する情報源。

初回査定付託に関連しない通知書には、あなたが手続き上の保護措置の下で保護されている旨の声明文、そのような手続き上の保護措置を説明した文書の入手方法、手続き上の保護措置の理解を追加的に支援する情報源が含まれていなければなりません。

手続き上の保護措置に関する通知書の送付を受ける権利

以下の時期に、あなた宛に、手続き上の保護措置に関する通知書1通が送付されていなければなりません。

- 各学年度に1度。
- 初めて特別教育評価のため付託する際。
- 初めて学年度中に州教育機関への不服申し立てを行う際。
- 初めて学年度中に適正な不服申し立て手続きを行う際。

- 生徒行動規範違反のため、学区により児童の就学先が変更した際。
- 通知書を1通要求する都度。
- 査定計画を受領する都度。

親権者の同意

学区が、児童の特別教育に関して何らかの措置を実施する場合、あなたは事前に書面でのインフォームド・コンセントを提供する必要があります。親権者による書面での事前承認を必要とする項目は以下です。

- 初回評価：学区は、あなたから事前に書面でのインフォームド・コンセントの提供を受けた上で、児童を評価する必要があります。あなたには、児童に適用される評価種別に関する情報が提供されます。査定計画の受領後、少なくとも15日間、あなたが決定を下すための猶予期間があります。インフォームド・コンセントの受領後、査定をただちに開始、同意から60日以内に査定を完了し、IEPを作成する必要があります。
- 再評価：学区は、あなたから書面でのインフォームド・コンセントの提供を受けた上で、児童を再評価する必要があります。学区があなたの同意を得るために合理的な手段をとったにもかかわらず、あなたからがそれに応答しない場合、学区はあなたからの同意書を得ることなく、児童を再評価する場合があります。混乱を避けるため、再評価へ同意しない場合は、書面をもってその旨を学校に連絡してください。
- 特別教育における初回および継続的な就学先の選定：学区が、児童の特別教育プログラムへの就学を決定する、あるいは就学先を変更する場合、あなたは事前に書面でのインフォームド・コンセントを提供する必要があります。

同意書は、同意が必要な活動についての説明を提供する必要があります。あなたは、児童の評価あるいは再評価、または特別教育の就学先選定に同意することを拒否できます。あなたがサービスの開始に同意しない限り、学区は特殊教育および関連サービスを提供することができません。あなたが、児童に特別教育および関連サービスを受けさせることには同意するが、IEPの構成内容すべてには同意しない場合、あなたが同意するプログラムの構成内容は遅延なく実施されなければなりません。学区が提案した特別教育プログラムの構成内容にあなたは同意しないが、児童へのFAPE提供のために必要であると学区が判断する場合は、適正な聴聞手続きを開始する必要があります。学区は、児童が有益な教育を受けるために必要であると判断すれば、公平で適正な聴聞手続きを通じて、児童の評価、再評価、またはその就学先の変更を求める場合があります。あなたが同意できない問題を解決するため、あなたと学区の合意により、まず調停を試してみることができます。

あなたは同意をいつでも無効化できますが、遡及的でない無効化はできません。つまり、同意をした後および同意を無効化する前に行われた措置は取り消されません。

同意の無効化

特別教育と関連サービスの提供を初めて受けた後、ある時点で、特別教育および関連サービスの提供の継続について、書面をもって同意を無効化する場合、学区はあなたに対して、児童に対する特別教育および関連サービスの提供を停止する旨を書面により事前に通知し、適正手続きの手順に沿ったサービスの提供を行わないものとします。

同意の無効化を書面にて受領した際、学区は以下のような対応をとります。

- 学区は、*連邦規則集*第34集第300章第E条に規定される手続きを行いません。これには、特別教育あるいは関連サービス、またはそれら両方を提供する命令を受けるための調停および適正手続きの手順が含まれます。*連邦規則集*第34集セクション300.507~300.516。
- 学区は、特別教育あるいは関連サービス、またはそれら両方を今後提供しないことで、FAPE提供違反とはみなされません。
- 学区は、IEPチーム会議を招集する必要や、特別教育あるいは関連サービス、またはそれら両方を提供するためのIEPを作成する必要はありません。*連邦規則集*第34集セクション300.320~300.324。
- 学区は、同意が無効化したことにより、特別教育および関連サービスの提供を受ける児童の付託を削除するため、その児童の記録を修正する必要はありません。*連邦規則集*第34集セクション300.9(c)(3)。

代理親権者

学区は、親権者が識別できない上、親権者の居場所も特定できない場合、障害を持つ児童の親権者の代わりに代理親権者の役を務める個人を必ず選定する必要があります。この代理親権者は、学区あるいはその児童の教育や保護に関与する他の機関の職員以外の個人でなければなりません。当該州の福祉施設法の下、その児童には裁決による扶養者あるいは後見人がおり、特別教育を付託されている、あるいはその児童向けのIEPがすでにある場合、代理親権者が選定されない場合があります。また、保護者不在のホームレス未成年者でも、代理親権者に選定されることがあります。

成年

児童が18歳に達した時点で、IDEA第B章に規定される権利すべてが児童に移転します。児童が州の法律の下で無資格者であると判断された場合にのみ例外となります。

親権者の参加

あなたには、特別教育サービスを受けるため、児童を付託する権利があります。あなたは、児童に関する認定（資格）、評価、就学先の選定、児童の FAPE に関連するその他の事柄を検討する IEP 会議を含むが、これに限定されない、意思決定会議に参加する権利があります。

また、あなたには、IEP の策定に参加する権利や、プログラム選択肢をすべて含んだ FAPE 利用の可否、および公立と非公立の両方で他に利用可能なすべてのプログラムについての情報の提供を受ける権利もあります。

あなたが、IEP チームメンバーに会議開始の少なくとも 24 時間前までに会議を録音するつもりであることを事前に通知すれば、IEP チーム会議の進行内容を録音テープレコーダーに電子的に記録する権利があります。同様に、学区には会議の音声を録音する権利があり、あなたにはその音声テープを不可とする権利があります。

査定

無差別査定

あなたは、障害の恐れがあるすべての分野について児童の査定を受ける権利があります。査定や就学先選定においては、人種、文化、または性別による差別が一切ない資料と手順を用いる必要があります。できる限り児童の母国語や他の伝達方法により評価資料を提供し、査定を行う必要があります。資格の決定および児童に適した教育プログラムを策定する基準となる手順は複数にわたり、ひとつの手順をもって単独の基準とはしません。

査定計画

学区が児童の査定を行おうとする際、学区はあなた宛てに書面にて査定計画の提案書を提供します。査定終了時、あなた、親権者あるいは保護者、および（または）あなたの代理人を含めた IEP チーム会議の日程を決め、生徒が特別教育サービスを受ける資格があるかどうかを決定します。IEP チームは、査定、教育に関する推奨事項、およびこれらの推奨理由について検討します。あなたには、査定報告および資格認定（IEP）書類 1 通が提供されます。

教育に関する独立評価

学区が実施した査定結果にあなたが同意しない場合、公費負担で査定を実施する資格を持つ者により、児童に対して教育に関する独立評価（independent educational evaluation、以下、IEE）要求する、また受ける権利があります。あなたが学区評価に同意できなければ、その学区評価の実施の都度、公費負担で IEE を 1 度行う資格があります。学区はあなたの IEE 要求に対応し、要請があれば IEE 提供元に関する情報を提供する必要があります。学区が IEE の必要性に同意しない場合、学区評価の適切性を証明するため、学区は適正な聴聞手続きを要求する必要があります。学区評価の適切性が証明されたとしても、あなたには公費負担ではない独立査定を実施する権利があります。IEP チームは、独立査定を考慮する必要があります。

学区評価手順では、教室内で生徒を観察することが許されています。学区が、査定中に児童を教室内で観察する場合、あるいは学区が児童を観察することを許された場合、IEE 実施者もまた教室内で児童を観察することを許される必要があります。

IEE 実施中に学区が児童に新しい学校を提案する場合、その IEE 実施者が最初に提案された新しい教育環境の観察を許される必要があります。

教育記録へのアクセス

あなたには、児童の認定、評価、および就学先選定に関する教育記録、または児童への FAPE 提供について、検査や調査を行う権利があります。また、児童の IEP に関する会議または適正な聴聞手続きの前に、そのような記録に関する説明や解説を受ける権利があります。学区は、不要に遅延することなく、あなたに記録へのアクセスを提供し、あなたが口頭または書面にて要求すれば、それから 5 営業日以内に記録書類の複写を提供しなければなりません。学区は、記録の複製に要した実費以上の金額を請求しませんが、あなたがこの権利を行使することが事実上無理な費用である場合には、あなたには複製 1 通あるいは複数通の無料提供を受ける権利があります。生徒に保護者がおらず、18 歳以上で、中等後教育機関に通学している場合、これらの権利はその生徒に移転します。

「教育記録」とは、生徒に直接関係し、教育機関あるいはその機関や施設の代理人により維持される記録を意味し、次のような内容が含まれます。(1) 児童、親権者あるいは他の家族構成員の名前。(2) 児童の現住所。(3) 児童の社会保障番号、学生番号、または裁判ファイル番号などの個人識別番号。(4) 合理的に確かに児童を識別することが可能な、個人的特徴や他の情報のリスト。連邦法および州法の両方では、生徒記録を、学区が維持する、あるいは職員が職務として維持しなければならない住所録ではなく、手書き、印刷物、録音テープ、録画記録、マイクロフィルム、コンピュータなどの記録方式を問わず、当該生徒に直接関係する情報項目を指す、と定義しています。生徒記録には、学校の職員あるいは代用職員が利用するために作成し、保存された非公式の個人的なメモは含まれません。複数名の生徒についての情報が記録されている場合、あなたは、自分の児童に関する記録の部分だけにアクセスすることができます。

生徒記録は、学校あるいは学区事務所で保管されている場合がありますが、保管場所がそのどちらであっても、書面での記録要求を行う場合には、すべての場所からの記録要求として処理されます。学区は、要求に応じ、生徒記録の種別と場所のリストをあなたに提供するものとします。学区は、生徒記録へのアクセスを、生徒の親権者、少なくとも 16 歳に達する生徒、親権者から記録検査のため権限を付与された個人、学区管理下の施設サービス提供に関わる外部請負業者、コンサルタント、および機関といった合法的に教育的な意図を有する学校職員、当該生徒が指定する中等後教育施設、および連邦政府、州政府、ならびに地区教育機関の職員を含む個人に限定するものとします。あなたの書面による記録開示の同意がない限り、あるいは召喚令または裁判所命令の求めに応じた記録の開示でない限り、未認可のアクセスは拒否されます。学区は、学区職員以外の個人がアクセスする場合、アクセス時間、アクセス者名、目的を記したログを保管するものとします。

親権者が、学区により収集、維持、使用される教育記録内の情報が、(中でも) 不正確、誤解を招く、あるいはプライバシーや生徒の他の権利を侵害すると考える場合、親権者は書面をもって情報の修正を学区に要求することができます。学区がこれに同意する場合、記録を修正し、あなたに通知します。あなたが要求する修正を学区が拒否する場合、学区はあなたに対して、必要に応じて、不正確、誤解を招く、あるいはプライバシーや生徒の他の権利を侵害する問題のある情報かどうかを判断するための聴聞を行う権利があることをあなたに通知するものとします。聴聞後、管理委員会により記録を修正しないという決定が出る場合、あなたは、あなたが信じる正確な記録内容について記載した書面での修正案を、その記録に永続的に添付する権利があるものとします。学区には、記録の保存と破棄に関する方針および手順があります。親権者が、学区に必要な記録を破棄することを希望する場合は、学区にその旨を問い合わせることができます。ただし、学区は特定の情報を永続的に維持する必要があります。

紛争の解決方法

適正手続きの権利

あなたには以下の権利があります。

- 州レベルでの公正、公平な行政聴聞を、特別教育および行政聴聞に関する法的知識を有する者の前で行う権利。
- 障害を持つ児童についての知識がある弁護士および(または)個人を同伴し、アドバイスを受ける権利。
- 証拠や文書での反論を提出する、および口頭弁論の権利。
- 証人と対論する、反対尋問する、出席を求める権利。
- 親権者には無料で、書面、あるいは親権者が選択すれば電子版で、聴聞により明らかとなった事実や決定を含む逐語的記録の提供を受ける権利。
- 聴聞に児童を出席させる権利。
- 聴聞を公開あるいは非公開とする権利。
- 聴聞予定日より少なくとも 10 日前に、他方当事者から懸案事項ならびに解決案の通知を受ける権利。
- 期日までに完了した査定、推奨事項、証人と証言内容の概略のリストを含む書類一式を、聴聞日の少なくとも 5 営業日前までに受領する権利。あなたには、聴聞日の少なくとも 5 営業日前までは、聴聞で提出される証拠の開示を禁じる権利があります。
- カリフォルニア教育部の費用で、通訳の提供を受ける権利。
- 聴聞期間の延長を要求する権利。
- 適正な聴聞手続き中、任意の時点で、調停会議を開く権利。
- 他方当事者が、弁護士の出席を予定する場合、聴聞日の少なくとも 10 日前までに、他方当事者からその旨の通知を受ける権利。

調停

聴聞過程の任意の時点で、あなたは、適正な聴聞手続きよりは対決色が弱い調停、あるいはその他の代替的紛争解決 (alternative dispute resolution、以下、ADR) を通じ、紛争を解決するよう、学区に依頼することができます。ADR および調停は、紛争を自主的に解決するための方法であり、あなたが持つ適正な聴聞手続きの権利を否認あるいは遅延するために利用することはできません。調停人は、特別教育に関連する法律や規制に精通し、人々が困難な問題であっても合意できるような支援方法の訓練を受けた中立的な人物です。調停会議では、あなたあるいは学区が、弁護士ではない代理人を同伴する、あるいはそのような代理人からアドバイスを受ける、また会議の前あるいは後で弁護士に相談することができます。調停により合意に達する場合、親権者および学区は、調停からの情報を開示しないこと、またそのような情報を今後行われる適正な聴聞手続きや民事訴訟において使用しないことに合意する旨を記した、法的拘束力を持つ合意書に署名します。調停会議により合意に達しない場合、あなたあるいは学区は、意見の相違を解決するため、適正な聴聞手続きを要求することができます。

適正な聴聞手続き

あなたには、以下の事項に関して、公平で適正な聴聞手続きを要求する権利があります。

- 児童が特別教育を受ける資格の認定。
- 児童の査定。
- 児童の就学先選定。
- 児童への FAPE 提供。

適正な聴聞手続き要求を行う場合、聴聞要求の基礎となる事実をあなたが把握した日、あるいはあなたが把握したと思われる日から 2 年以内に、届出を行う必要があります。学区が問題はすでに解決したと偽った、あなたに提供されるべき情報を提供しなかった、またそれが原因で適正な聴聞手続き要求ができなかった場合、手続き期間が延長されます。

適正な不服申し立て手続きの届出

あなたまたはあなたの代理人が適正な聴聞手続き要求の届出を行う場合、次の情報を提出する必要があります。児童名。児童の現住所。児童の通う学校名。問題に関連する事実を含めた問題の性質の説明。問題の解決案。あなたは、学区のウェブサイト www.sandi.net から届出書類を検索することができます。「Offices & Departments」をクリックし、「Department Directory」の下の「Special Education Programs Division」をクリックした後、適正手続きのリンクをクリックしてください。州法および連邦法によれば、適正な聴聞手続きあるいは調停を届け出る一方当事者は、他方当事者へその要求に関する提出書類の複写 1 通を提供する必要があります。不服申し立て書は、個人が持参、あるいは電子メールまたはファクシミリを利用して、次の機関の両方へ提出する必要があります。

San Diego Unified School District
サンディエゴ統一学区
Due Process and Mediation Office
適正手続きおよび調停事務所
4100 Normal Street, Annex 7
San Diego, CA 92103
電話番号：(619) 725-7794
Fax：(619) 725-7424

Office of Administrative Hearings
行政聴聞事務所
Special Education Division
特別教育課
2349 Gateway Oaks Drive, Suite 200
Sacramento, CA 95833-4231
電話番号：(916) 263-0880
Fax：(916) 263-0890

IDEA は、公平で適切な聴聞手続き予定日の前の 30 日間を、解決期間として許可します。学区は、不服申し立て書に法律で義務づけられている情報が含まれていない場合、不服申し立て書の受領から 15 日以内に異議を申し出ることができます。異議を届け出た場合、聴聞事務所は、5 営業日以内に、書類内容に不備がないかどうかを判定し、両当事者に判定結果を通知する必要があります。

学区は、適正な不服申し立て手続きの届けを受けてから 10 日以内に、その不服申し立てへの対応について書面で回答します。中でも、不服申し立ての中で提案される対策の受け入れ、あるいは拒否に関し、学区は回答の中でその理由を説明します。適正手続きの設定あるいは実施に先立ち、親権者と学区が書面をもって解決会議を差し控える、あるいは代わりに調停手続きを行うことに合意するのでなければ、学区は、不服申し立て届出から 15 日以内に解決会議を招集するものとします。解決会議には、少なくとも 1 名の IEP チームメンバー、意思決定の権限を持つ学区の代表者、および親権者を含みます。学区は、親権者が弁護士を同席させていなければ、弁護士を同席させない場合があります。解決会議により解決に至る場合、両当事者は、法廷で執行可能な、法的拘束力を持つ文書での和解合意を締結します。いずれの当事者も、合意書に署名した後、3 営業日以内であれば合意を無効化することができます。

学区が不服申し立ての届出を受けてから 30 日以内に、親権者の満足が得られるような解決ができなければ、適正な聴聞手続きを行う場合があります。聴聞は、親権者または保護者、および児童にとって合理的に都合が良い時間と場所で行います。聴聞の開催、および全当事者への決議通知は、30 日間の解決期間の有効期限である 45 日間以内に実施する必要があります。ただし、いずれかの当事者が要求すれば、聴聞官により延長期間が与えられます。決議書には、非公立学校への就学選定あるいは機関サービスに関する理由、あるいは非公立学校への就学選定あるいは機関サービスに関する償還が含まれるものとします。聴聞官は、正当な理由が提示される場合、期間の延長要求を認める場合があります。延長措置は、延長期間と同じだけの期間、最終的な行政処分を決定するために必要な時間を延長するものとします。

あなたには、弁護士および有料の代弁者が参加する適正手続き中の任意の時点で、調停会議を開く権利があります。適正な不服申し立て手続きの届出は、学区が書面にて修正に同意し、かつ学区が修正された不服申し立てを解決会議により解決できる機会が与えられる場合、あるいは聴聞官が、聴聞日から少なくとも 5 日前までに不服申し立てを修正することを了承する場合、修正することができます。

聴聞決議は、最終的なものであり、両当事者を拘束します。いずれの当事者も、最終決議から 90 日以内に州裁判所あるいは連邦裁判所において民事訴訟を届け出れば、聴聞決議に抗告することができます。

弁護士費用

適正な聴聞手続きの措置あるいはその過程で、あなたが聴聞において優勢であれば、裁判所の裁量により、障害を持つ児童の親権者であるあなたに対し、合理的な弁護士費用を支給する場合があります。合理的な弁護士費用は、当事者の合意があれば、行政聴聞の終結後に処理される場合もあります。

次の条件のいずれかが証明されると、費用が減額される場合があります。(1) 裁判所により、最終的な論争決議が不当に遅延したのはあなたのせいであることがわかった場合。(2) 弁護士の時間報酬が、合理的に比較可能な能力、評判、および経験がある地域内の弁護士の同じようなサービスを提供する場合の一般的な時間報酬よりも高額である場合。(3) 経過時間および法的サービスが過剰である場合。(4) あなたの

弁護士が、適正な不服申し立て手続きにおいて、学区に対して適切な情報を提供していなかった場合。裁判所により、州政府あるいは学区が、措置または手続きに関する最終決議を不当に遅延している、あるいは関連する法律に違反していることがわかった場合、弁護士費用が削減されることはありません。

適正な聴聞手続きあるいは司法行為の結果として IEP チーム会議が招集される場合でない限り、IEP チーム会議に関連した弁護士費用は支給されません。また、聴聞日の 10 日前までに学区あるいは公的機関が合理的な和解案を示し、その案の方が聴聞決議よりも有利であれば、弁護士費用が拒否される場合があります。

適正手続き調査中の児童の就学先について

あなたおよび学区が他に合意をしない限り、行政手続きあるいは司法手続きに関与する児童は、現在通学中の就学先に引き続き在籍する必要があります。次節に説明するように、これは、当該児童に関する規律事項の特定例外にあたります。あなたがまず公立学校への入学を申請する場合、すべての手続きが完了するまで、親権者の同意に基づき、児童を公立学校プログラムに就学させます。

障害を持つ児童に関する校則と就学先選定の手順

障害を持つ児童に対し、10 日間を上限として、停学させる、他の一時的な代替環境に就学させる、または障害を持たない児童に適用される選択肢と同じ範囲で他の環境に就学させる措置がとられる場合があります。障害を持つ児童が別に校則違反行為を犯す場合、その学年度に授業日数として連続 10 日間の範囲内で、追加退学の対象となる場合もあります。障害を持つ児童が、現在の就学先である学校から授業日数として 10 日間の退学措置を受ける場合、その期間中の児童の一般教育カリキュラムの継続的履修と、児童の IEP に設定された目標を達成するため、退学後、学区からのサービスの提供を受ける必要があります。児童が 10 日間を超えてそのような就学を継続する場合、IEP 会議を開き、児童の違反行為が障害によるものであるかどうかを判断する必要があります。この IEP 会議は、できれば即時、あるいはこのような懲戒処分を学区が決定してから 10 日以内に開催される必要があります。

親権者であるあなたは、この IEP チームのメンバーとして参加の招待を受けます。IEP チームにより、児童の違反行為が児童の持つ障害の一症状であると判断される場合、IEP チームは児童の行動を査定し、違反行為の解決を図るため、行動的介入計画を展開する必要があります。既に児童への動作的介入計画がある場合、IEP チームは、その計画を調査し、必要に応じて修正する必要があります。IEP チームにより、児童の違反行為が児童の持つ障害の一症状ではないと判断される場合、学区は、障害を持たない児童と同様に、除籍などの懲戒処分を行う場合があります。学区はあなたに対し、必要な措置について書面をもって通知する必要があります。あなたが、IEP チームの決定に同意しない場合は、あなたは聴聞事務所からの迅速で適正な聴聞手続きを要求することができます。このような聴聞は、あなたが聴聞の要求を行った日から授業日数にして 20 日間以内に実施する必要があります。

一時的な代替教育環境 (IAES) への就学

児童が銃器を所持あるいは所有していた、違法薬物を所持あるいは使用していることが知られていた、規制薬物の販売や客引きを行っていた、あるいは学校内、学校の構内、または学校行事において他人に深刻な身体的傷害を負わせた場合、学校関係者は、そのような児童の行為が児童の持つ障害の一症状であるかどうかにかかわらず、授業日数にして 45 日間の範囲で、IAES へ転校させる場合があります。さらに、その児童が現在の学校に継続的に通学すれば、その生徒や他人に対して傷害が発生する恐れが大変に高いと学区が考える場合、生徒を授業日数にして 45 日間の範囲で IAES へ転校させる場合があります。学校は、そのような懲戒処分に関して親権者に即時通知する必要があります。そのような場合、児童の IEP チームが IAES を決定します。親権者は、上記の通り、適正な聴聞手続きを要求し、決定に抗告することができます。そのような聴聞における検討中、聴聞官は、授業日数について 45 日間の範囲で、児童を移転元へ戻して就学させるか、適切な IAES へ就学させるよう変更を命じる場合があります。

上記のように、親権者が校則に関して適正な不服申し立ての手続きを届け出た場合、他に親権者および学区による合意がなければ、聴聞官が判断を下すまで、あるいは転校措置期間の終了までの間のどちらか早い期限まで、児童は IAES に引き続き通学する必要があります。

どのような環境にせよ、学区は児童に対し適切な公的教育を無償で提供し続ける必要があります。許容される場合は、IAES は、児童が一般カリキュラムを引き続き履修することを許可し、IEP に定めるサービスや変更内容の継続を保証する必要があります。

私立学校生徒

学区が IEP チームと連携して、生徒にとり適切であると思われる就学先を推奨する場合、その非公立の無所属学校での特別教育費用を全額は、学区が負担する責任があります。ただし、親権者が自発的かつ一方的に私立または非公立学校に児童を入学させる場合、学区は児童に FAPE を提供する義務を負いません。このような場合、学区は、私立学校向け個別サービス計画を提案することがあります。

一方的な親権者による非公立学校または私立学校への就学選定

学区の同意、あるいは裁判所や聴聞官の付託なく、一方的にあなたが生徒を私立学校や非公立学校、あるいは無所属学校へ就学させたが、その児童は私立学校に入学する前に、公立学校で特別教育および関連サービスを受けており、裁判所や聴聞官により、その学区が児童に対して FAPE を適時提供していなかったことが判明する場合、その学区は償還義務のみを負う場合があります。

非公立学校での児童観察

あなたが一方的に児童を非公立学校に就学させ、その就学費用に公的資金を当てたいと申し出る場合、学区は、その就学先において、学校と児童を観察する機会を与えられる必要があります。学区は、他の児童の親権者または保護者の許可なく、非公立学校において他の児童の観察あるいは査定を行うことはできません。

償還が減額または拒否される場合

公立学校から児童を転校させる措置を行う前に、学区から事前にあなたへ通知があったにもかかわらず、あなたが児童に対する査定を許さなかった場合、裁判所または聴聞官は償還を減額するか、拒否する場合があります。また、あなたが学区へ連絡することなく、学区が提案した特別教育への就学選定を拒否し、学区に自分の考えを伝えずに公費負担で児童を私立学校へ入学させようとする場合、あなたへの償還が拒否されることがあります。

裁判所あるいは聴聞官が、公的機関により児童が FAPE を受けなかったと認める場合に限り、親権者は、個人的に行う就学選定に伴う費用の償還を受ける資格を有します。裁判所または聴聞官は、次のいずれかの理由であれば、あなたが学区への連絡を怠った場合でも、償還を減額あるいは拒否することはありません。英語を書くことができないため。学区へ連絡をすることで児童が身体的あるいは深刻な感情的被害を被る可能性が高いため。学区へ連絡することを学校側に阻止されたため。または、この手続き上の保護措置に関する通知書 1 通が届いていないか、まだこの通知書の要件に関する連絡を受けていないため。

学区への通知

あなたに私立学校に児童を就学させる意図があれば、以下の条件でその旨を学区に通知する必要があります。

- 児童が公立学校からの転校措置を受ける前に、あなたが参加した直近の IEP 会議で通知するか、
- 児童が公立学校からの転校措置を受ける少なくとも 10 営業日（休日も含む）前に、書面で通知します。

聾唖、難聴、盲目、視覚障害、あるいは盲聾生徒向けの州立学校情報

州立特別学校では、聾唖、難聴、盲目、視覚障害、盲聾生徒向けのサービスを、3つの施設でそれぞれ提供しています。フレモントおよびリバーサイドにあるカリフォルニア州立聾学校（California School for the Deaf）およびフレモントにあるカリフォルニア州立盲学校（California School for the Blind）。寄宿制および通学制学校プログラムを、カリフォルニア州立聾学校の2施設では幼児～21歳までの生徒に、カリフォルニア州立盲学校では5～21歳までの生徒に提供しています。これらの州立特別学校では、査定サービスおよび技術的サポートも提供しています。

California School for the Deaf
カリフォルニア州立聾学校
39350 Gallaudet Drive
Fremont, CA 94538
電話番号：(510) 794-3666
TTY：(510) 794-3672
www.csdf.k12.ca.us

California School for the Deaf
カリフォルニア州立聾学校
3044 Horace Street
Riverside, CA 92506
電話番号：(951) 782-6500
www.csdrcde.ca.gov

California School for the Blind
カリフォルニア州立盲学校
500 Walnut Avenue
Fremont, CA 94536
電話番号：(510) 794-3800
www.csb-cde.ca.gov

州への不服申し立て手順

学区が州政府あるいは連邦政府が定める特別教育の法律や規制に違反していると考えられる場合、あなたは州へ不服申し立てを届け出すことができます。不服申し立ての届出書には、州政府あるいは連邦政府が定める特別教育の法律への違反疑惑を少なくとも 1 件指定する必要があります。そのような違反の発生時期は、カリフォルニア州教育局（California Department of Education、以下、CDE）が届出を受領した日までを期限として一年以内である必要があります。CDE は、届出の受領日から 60 日以内に、不服申し立ての内容を調査し、調査結果の報告書を発行する必要があります。不服申し立てを届け出る際、CDE への届出と同時に学区へもその届出書 1 通を転送する必要があります。

連邦政府および州政府の定める特別教育法に関する違反疑惑の不服申し立ては、次の窓口へ送付してください。

California Department of Education
カリフォルニア州教育局
Special Education Division
特別教育課
Procedural Safeguards Referral Service
手続き上の保護措置付託サービス
1430 N Street, Suite 2401 Sacramento,
CA 95814

追加情報

あなたの権利および手続き上の保護措置の詳細については、次の窓口までお問い合わせ下さい。

サンディエゴ統一学区特別教育課 (619) 725-7700、または
サンディエゴ統一学区特別教育オンブズマン事務所 (619) 725-8186 または (619) 725-8187

調停または適正な聴聞手続きに関する詳しい情報
に関する問い合わせ先

Office of Administrative Hearings
行政聴聞事務所
Special Education Division
特別教育課
2349 Gateway Oaks Drive, Suite 200
Sacramento, CA 95833-4231
電話番号：(916) 263-0880
Fax：(916) 263-0890

IDEA 違反疑惑の不服申し立て先：

California Department of Education
カリフォルニア州教育局
Special Education Division
特別教育課
Procedural Safeguards Referral Service
手続き上の保護措置付託サービス
1430 N Street, Suite 2401
Sacramento, CA 92814
受付先：PSRS 窓口

法律違反疑惑に関する不服申し立ての届出先やあるいは届出の
郵送先を含めた、親権者の権利や紛争解決策に関する
詳しい情報の問い合わせ先

California Department of Education
カリフォルニア州教育局
Special Education Division
特別教育課
Procedural Safeguards Referral Service
手続き上の保護措置付託サービス (PSRS)
受付先：PSRS 窓口
1430 N Street, Second Floor, Suite 2401
Sacramento, CA 95814
電話番号：(800) 926-0648
Fax：(916) 217-3704

IDEA 支給親権者向けの研修および情報センター：

Team of Advocates for Special Kids
特別教育を受ける児童擁護班 (TASK)
3180 University Ave., Suite 430
San Diego, CA 92104
電話番号：(619) 794-2947
Fax：(619) 794-2984

IDEA 対象外の問題に関連した不服申し立てについては、学区の不服申し立て統一手順 (Uniform Complaint Procedures) をご参照
ください。